

鹿ノ台自治連合会会則

(名称及び事務所)

- 第1条 1. 本会は鹿ノ台自治連合会と称し、事務所を鹿ノ台南二丁目3番5鹿ノ台いきいきホールに置く。
2. 事務所内に自治連合会事務局（以下、事務局と称する）を設ける。

(目的)

- 第2条 本会は鹿ノ台各自治会の独自性を尊重しつつ、その総意に基づき会員相互の親睦を図ると共に、信頼と協力で支え合う心豊かな地域社会の実現と生活環境の改善に務める。
合わせて、自治会組織の発展向上に努め、関係行政機関との連絡交渉などを図ると共に、各種団体との連携と協働を目指す。

(組織)

- 第3条 本会は鹿ノ台の全自治会をもって構成し、各自治会長が連合会役員（以下、役員と称する）として本会の運営に当たる。

(事業)

- 第4条 本会は第2条の目的達成のため次の事業を行う。
1. 地域住民相互の親睦と交流。
2. 各自治会相互の連絡、調整、情報交換。
3. 関係行政機関への陳情要請等と各種団体との連携と協働。
4. 地域の防災、防犯に関する事業。
5. 環境衛生、美化推進及び景観の維持、向上。
6. 地域住民の文化、体育の向上及び各文化部、体育部等の認可、助成、連携等。
7. 高齢者の生きがい、青少年の健全な育成を促進する事業。
8. 地域住民の健康、福祉、活力増進に関する事業。
9. 地域の情報収集及び提供、ホームページの作成、公開等の広報活動。
10. 前項に掲げるもののほか、特に本会が必要と認めた事業。

(役員)

- 第5条 1. 事業達成のため本会に次の役員を置く。
会長 1名
副会長（総務担当） 1名
副会長（納涼祭実行委員長） 1名
副会長（防災・防犯担当） 1名
副会長（新事業推進担当） 1名
環境関連・環境衛生担当部長 1名
地域活性担当部長 1名
文化・情報担当部長 1名
体育部長 1名
美化部長 1名
会計 1名
書記 1名

(役員および会計監査〔以下役員等と称する〕の選出)

- 第6条 1. 会長は、原則、前年度自治会長の中から推薦する。但し、該当者がいない場合は過去の自治会長経験者（以下、元自治会長と称する）の中から推薦することができる。また、新年度自治会長が立候補することができる。
2. 会長は新年度及び前年度自治会長の合同会議にて投票により選出する。
3. 前年度自治会長または元自治会長が会長に選出された場合、所属自治会にて自治会長として信任を得るものとする。
4. 会長が選出された自治会は、もう一人自治会長を選出する。
5. 会長以外の役員は新年度自治会長の互選により選出する。
6. 会計監査は本会役員会にて選出する。

(相談役及び顧問)

- 第7条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
顧問及び相談役は、本会の要請による重要諮問に応じ、各会議に出席して意見を述べることができる。

(役員等の任務)

- 第8条 1. 本会の役員の任務は以下の通りとする。
1) 会長は、本会を代表し役員会を招集し、その議長を務めると共に会務を統轄する。
2) 副会長（総務担当）は、会長を補佐し、会長に支障のある時はその職務を代行する。
3) 副会長（納涼祭実行委員長）は、納涼祭の総指揮を行う。
4) 副会長（防災・防犯担当）は、鹿ノ台自主防災会と連携して、防災に関する任務を行ふと共に、青色防犯パトロール、自主防犯パトロールと連携し、防犯に関する任務を担当する。
5) 副会長（新事業推進担当）は、資源物回収による住民寄付金を募る活動を担い、新自治会館（いきいきホール）の管理・運営を支援する。
6) 環境関連・環境衛生担当部長は、住環境に関する任務・環境衛生に関する任務に当たる。
7) 地域活性担当部長は、地域ぐるみ、人権に関する活動、及び高齢者に対する支援に関する活動を通じて、鹿ノ台住民がいきいきと暮らし、支え合える街づくりを目指す。
8) 文化・情報担当部長は、鹿ノ台における文化活動を通して、心豊かな地域社会の実現を目指し、その活動を企画、支援すると共に、鹿ノ台自治連合会のホームページの運営、管理及び自治会員名簿の作成を通じて地域の絆を深める。
9) 体育部長は、各体育クラブを統轄すると共に地域の体育振興、健康増進、及び住民相互の親睦を深める事業の任務にあたる。
10) 美化部長は花いっぱい運動の普及向上に努め、良好な街並み景観の形成を図る。
11) 会計は、本会の会計事務を担当し、年1回の会計報告を行う。
12) 書記は、会議の議事録を作成する。
2. 1) 会計監査は会計報告の監査に当たる。

(任期)

- 第9条 1. 本会の役員等の任期は1ヶ年とし再選を妨げない。
但し、連続3期を限度とする。
2. 役員等に欠員が生じた場合これを補充することができる。補充役員等の任期は前任者の残任期間とする。
3. 任期途中退任役員等、及び補充役員等の在任年数の計算は、1年末満の端数が生じたときは、6ヶ月以下はこれを切り捨て、6ヶ月を超える場合は1年とする。

(役員の辞任と罷免)

- 第10条 1. 役員等は、自らの都合により辞任を申し出ることができる。
2. 役員等及び相談役、顧問の罷免は、役員等及び相談役、顧問として相応しくない行為があり自治連合会の活動に著しい支障が来していると判断された時、第13条に定め

鹿ノ台自治連合会会則

る役員会において、役員総数の1／2以上 の発議により出席者の2／3以上の賛成を得て決定する。

3. 騴免された役員の所在する自治会は、第13条2項の規定により副会長が役員会に代理出席する。

(連合総会)

第11条 1. 各自治会の全役員（会長、副会長、会計、書記及び評議員を言い、以下、代議員と称する）からなる連合総会を最高の議決機関とし、会長がこれを招集し議長を務める。但し、全代議員が一堂に会する連合総会の開催が困難であると、連合会役員会が判断した場合には、各自治会の全役員が参加する評議員会において採決された票数について役員会が集計した結果を連合総会の結論とみなすことができる。

(分散会方式)

代議員総数の3分の1以上の要求があれば、会長は連合総会を招集しなければならない。

2. 連合総会は会則の変更及び役員会から付議する事項について審議する。

3. 連合総会は代議員総数の2／3以上の出席（委任状含む）で成立し会則の変更是第16条により決し、その他の議題は出席代議員の過半数をもって決する。可否同数の時は議長が決する。

但し、緊急を要する場合は、第13条に定める役員会にて出席役員の4／5以上をもって、連合総会に代わり決する。

(住民投票)

第12条 自治連合会役員会が鹿ノ台住民にとって重大な影響があり会員の可否を問う必要があると認められる問題については、会員の投票を行い、これを決定することができる。

但し、可決するには、投票総数の過半数の賛成を必要とする。

投票総数には白票、保留、判断できない票を含むものとする。

(役員会)

第13条 第5条による役員全員により役員会を構成する。

1. 役員会は全員出席を原則とする。
2. 役員が連合会役員会に出席できなくなつたときは、当該自治会副会長が代理出席する。

3. 役員会の役員総数の3分の2以上の出席（委任状含む）で成立し、議事は出席役員の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長が決する。

4. 役員会が必要と認めた場合は特別委員会を設置することができる。

但し、役員会が特別委員会の任務が完了したと判断した場合、及び特別委員会の必要性がないと認めた場合は、役員会が特別委員会を解散することができる。

(運営費)

第14条 1. 本会の運営費は各自治会からの拠出金及び生駒市からの助成金、補助金、住民からの寄付金（資源物回収事業等）、その他の雑収入などでもかない、事業予算に基づき支出する。

2. 各自治会は、一戸当たり月額50円を各々の東西南北各集会所の建て替え資金として必要相当額まで継続して積み立てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

決算終了後回覧で会計報告及び監査報告をおこない全自治会員に公表する。

(会則の変更)

第16条 本会則は連合総会において代議員総数の3分の2以上（委任状含む）が出席し、出席代議員の3分の2以上の賛成があれば変更することができる。

(委員会等の設置)

第17条 過半数の決議をもって役員会が認めた場合は、本会鹿ノ台自治連合会の下部組織として下記委員会等を設置することができる。

1. 委員会等は鹿ノ台自治会員の安全・防災・防犯・福祉・親睦・交流・環境等の向上を目的とする。
2. 各委員会の会長は連合会役員が兼務する。
3. 各委員会等の運営規約、役員、予算は本会則第13条役員会の承認を得るものとする。

(自治連合会事務所の管理規程)

第18条 本会の事務所は別途定める管理規程により管理する。

(事務局)

第19条 1. 事務局には事務局長の他、事務職員を置くことができる。

- 1) 事務局長は、鹿ノ台自治連合会活動の経験を有し、その活動に高い関心と情熱のある自治会員の中から役員会が委嘱する。任期は3年とする。但し再任を妨げない。
- 2) 事務局の管理は総務担当役員が行い、各役員も連帯責任を負うものとする。
- 3) 事務職員の勤務条件等は別途定める規定に準ずる。

2. 事務局の任務は、自治連合会の運営に関し、あらゆる面で役員を補佐することにあり、次の事項を担当する。

- 1) 事務局長は役員会に出席し、議題の作成、資料の整備等会議を円滑に運営する手助けを行う。但し、議決権は有しない。
- 2) 各役員からの要請による資料等の準備・作成・配布を行う。
- 3) 当該事務所を訪れる評議員・自治会員等の対応をする。
- 4) 当該事務所の諸施設の管理他。

(その他)

第20条 本会則に該当しない事項、解決できない事項が発生した場合は、役員会に於いて対応内容を検討する。

(附則)

本会則は平成2年（1990年）1月1日から実施する。

改正	平成6年5月15日
改正	平成11年3月31日
改正	平成13年5月12日
改正	平成14年5月12日
改正	平成16年12月4日
改正	平成18年7月1日
改正	平成19年7月20日
改正	平成21年8月2日
改正	平成24年1月8日
改正	平成25年2月1日
改正	平成26年2月11日
改正	平成28年2月16日
改正	平成29年2月5日